

公害診療報酬の手引き（訪問看護ステーション）

品川区 受動喫煙対策・公害保健係

1. 対象者
公害診療において訪問看護ステーションによる訪問看護の対象は、原則として「特級」または「1級」の認定患者のうち、認定疾病により居宅において継続的に療養上の世話、診療の補助を受ける必要があると主治医が認めた方です。
2. 請求と支払の概要
 - (1)提出先
請求は、被認定者に給付を行う自治体ごとに提出してください。
 - (2)提出期限
請求は月毎にまとめ、診療を行った月（薬剤は調剤を行った月）の翌月10日までに提出することとされています。（昭和49年府令第64号）
11日以降に提出された場合は翌月の処理になります。
 - (3)時効
診療報酬の請求権の時効は、診療を行った月の翌月の1日から5年間で完成するためそれ以降の請求はできません。
 - (4)請求方法
報酬の請求は、「請求書」に患者様ごとの「明細書」を添えて送付してください。
 - (5)点検・審査
①品川区（事務局）においては、記載事項等について点検を行います。
②品川区公害診療報酬審査会においては、診療報酬の請求内容の審査を行います。
 - (6)増減通知書
①審査の結果、点数の算定誤り等について増減を行い、増減通知書で通知します。
②減点に異議のある場合は、再審査の申し出が出来ます。
 - (7)支払額の確定
審査終了後、公害医療機関ごとに支払額の決定を行い、診療報酬決定通知書で通知します。（審査当月の25日頃）
 - (8)支払
支払のための事務手続きを行い、公害医療機関に診療報酬の支払を行います。（審査会同月末日の営業日に指定口座入金予定）
 - (9)明細書の返戻
①審査・点検の結果、記載もれ等で診療報酬の額が決定できないときは、その明細書を公害医療機関に返戻します。
②公害医療機関では、返戻された明細書を補正して、翌月分の請求の時に再請求をすることとなります。
3. 請求方法
別紙1「公害診療報酬請求書及び公害診療明細書に関する事項（訪問看護ステーション）」をご参照ください。
4. 算定方法
別紙2「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」をご参照ください。
5. その他
訪問看護指示書も添えてご提出ください。
6. 請求・お問い合わせ先

品川区健康課 受動喫煙対策・公害保健係
〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36
Tel 03-5742-6747 Fax 03-5742-6883

公害訪問看護報酬請求書及び公害訪問看護報酬明細書に関する事項 (訪問看護ステーション)

公害訪問看護報酬を請求しようとするときは、訪問看護ステーション等（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和 49 年総理府令第 60 号）第 16 条第 1 号に規定する訪問看護ステーション等をいう。）ごとに公害訪問看護報酬請求書に公害訪問看護報酬明細書を添えて行うものであること。

第 1 公害訪問看護報酬請求書（様式第五号）の記載上の注意事項は、次のとおりであること。

- (1) 「年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害訪問看護報酬明細書の訪問看護に係る訪問看護報酬請求件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害訪問看護報酬明細書の「合計」欄の「⑥」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「年 月 日」欄について
当該請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「ステーションコード」欄について
健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、訪問看護療養費請求書等の記載要領について（平成 18 年 3 月 30 日保医発 0330008 号。以下「訪問看護記載要領通知」という。）別添 1 により、それぞれのステーションについて定められたステーションコード七桁を記載すること。なお、その他の事業者にあつては記載を要しない。
- (6) 「公害医療機関の所在地名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
事業者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）については、次により取り扱われたいこと。

- 1 公害訪問看護報酬明細書の記載に関する一般的事項
同一の訪問看護の利用者が訪問看護の終了した月に再度訪問看護の利用を開始した場合においても、1 枚の明細書にまとめて記載すること。
- 2 公害訪問看護報酬明細書（様式第六号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。
 - (1) 「平成 年 月分」欄について
訪問看護の行われた年月を記載すること。

- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 訪問看護を受けた者の氏名を記載すること。
イ 「1 男 2 女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1 明 2 大 3 昭 4 平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である訪問看護ステーション等の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「疾病名」欄について
第一種地域に係る被認定者の場合、「1」の項においては、当該被認定者の認定疾病に該当する疾病名に付された記号を○で囲み、「2」以下の項には、当該訪問看護報酬請求に係る訪問看護の対象とした認定疾病の続発症名をすべて記載すること。
- (6) 「心身の状態」欄について
訪問看護の利用者の心身の状態を記載するものとし、特にその日常生活活動能力（ＡＤＬ）の状態、認定疾病との関係が明らかになるよう具体的に記載すること。
また、当該月における動脈血酸素分圧または動脈血酸素飽和度のデータを記載すること。
- (7) 「訪問開始年月日」欄について
当該訪問看護を開始した年月日を記載すること。
- (8) 「訪問終了年月日時刻」欄について
当該訪問看護を終了した年月日及び最後に訪問した時刻を記載すること。
- (9) 「実日数」欄について
当該月における訪問看護を行った日数を記載すること。なお、同一日に2回以上訪問看護を行った場合であっても、1日として記載すること。
- (10) 「訪問終了の状況」欄について
症状の軽快により訪問看護を必要としなくなった場合は「1 軽快」の、介護老人保健施設等に入所した場合は「2 施設」の、保険医療機関等に入院した場合は「3 医療機関」の、死亡した場合は「4 死亡」のそれぞれの番号を○で囲むこと。また、上記に該当しない場合は「5 その他」の番号を○で囲み、その内容を括弧内に記載すること。
- (11) 「死亡時刻」欄について
訪問看護ターミナルケア療養に係る費用を算定した場合、死亡年月日及び時刻を記載すること。
- (12) 「指示期間」欄について
ア 当該訪問看護に係る主治医の交付した最新の訪問看護指示書の指示有効期間を示す年月日を記載すること。
なお、指示年月日の記載がない場合は、指示書の有効期間を交付後1月とみなすこと。
イ 主治医から、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、「（特別指示期間）」欄に特別指示の有効期間を示す年月日を記載すること。また、別に厚生労働大臣が定める者について、1ヶ月に2回目の特別訪問看護指示書の交付を受け訪問看護を実施した場合は、行を改めて「（特別指示期間）」欄に記載すること。
なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても「（特別指示期間）」欄に1回目又は2回目の区別がわかるよう記載すること。
- (13) 「主治医の属する医療機関の名称」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の所属する保険医療機関等の名称を記載すること。
- (14) 「主治医の氏名」欄について
当該訪問看護に係る訪問看護指示書を交付した医師の氏名を記載すること。

(15) 「⑩基本療養費」欄について

ア 「⑪」欄について

保健師、助産師又は看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は⑪の「看護師等」の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合は⑪の「理学療法士等」の「円×日」の項に、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合は⑪の「専門の研修を受けた看護師」の「円×日」の項に、訪問看護療養費に係る指定は、訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第67号。以下「訪問看護告示」という。）別表の01の1のイの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を記載し、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。また、週4日以降の訪問看護を行った場合は行を改めて訪問看護告示別表の01の1のイの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、指定訪問看護を保健師、助産師又は看護師が行った場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行った場合、悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師が行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のイに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の1の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「（3人以上）（週3日目まで）（週4日目以降）」の「円×日」の項を使用すること。

イ 「⑫」欄について

准看護師が週3日までの訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の1のロの（1）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月に訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、週4日以降の訪問看護を行った場合は、行を改めて、同告示別表の01の1のロの（2）に掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、同告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）及び当該月において週4日以降の訪問看護を行った日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、訪問看護告示に規定する同一建物居住者に対し、准看護師が指定訪問看護を行った場合についても、訪問看護告示別表の01の2のロに掲げる1日当たりの訪問看護基本療養費の額（特別地域訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の01の注8に掲げる加算額を加算した額）により同様に記載することとするが、同一日に3人以上に対して訪問した場合は、「（3人以上）（週3日目まで）（週4日目以降）」の「円×日」の項を使用すること。

ウ 「⑬」欄について

末期の悪性腫瘍等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された者に対して、必要に応じて1日に2回指定訪問看護を行った場合は、訪問看護告示別表の01の注7に掲げる難病等複数回訪問加算の額及び当該月において複数回訪問した日数を「円×日」の項に、これらを乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載し、1日3回以上指定訪問看護を行った場合は、行を改めて同様に記載すること。

エ 月の途中で、利用者の住所変更等の理由により加算の算定の有無に異動があった場合には、項目を縦に二分し、それぞれの場合について、算定額、当該月に訪問看護を行った日数およびこれらを乗じて得た額を記載すること。

オ 同一の訪問看護において複数の者が行った場合は、いずれか1人の者についてのみ1日として記載すること。

カ 「⑭」欄について

緊急訪問看護加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の〇１の注９に掲げる緊急訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に記載し、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

キ 「⑮」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が９０分を超える訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の〇１の注１０に掲げる長時間訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

ク 「⑯」欄について

同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、訪問看護ステーションの保健師、助産師又は看護師が同行し同時に訪問看護を行った場合は看護師等の「円×日」の項に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が同時に訪問看護を行った場合は理学療法士等「円×日」の項に、准看護師が同時に訪問看護を行った場合は准看護師の「円×日」の項に、看護補助者が同行し訪問看護告示別表の〇１の注１２のハを算定する場合は、看護補助者（ハ）の「円×日」の項に、看護補助者が同行し訪問看護告示別表の〇１の注１２のニを算定する場合は、１日に指定訪問看護を行った回数に応じ、看護補助者（ニ）の「円×日」の項に、訪問看護告示別表の〇１の注１２に掲げる複数名訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を記載し、これら乗じて得た額を右側の「円」に記載すること。

ケ 「⑰」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が夜間（午後６時から午後１０時まで）または早朝（午前６時から午前８時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の〇１の注１３に掲げる夜間・早朝訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

コ 「⑱」欄について

訪問看護ステーションの看護師等が深夜（午後１０時から午前６時まで）に訪問看護を実施した場合は、訪問看護告示別表の〇１の注１３に掲げる深夜訪問看護加算の額及び当該月において訪問した日数を「円×日」の項に、これら乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。

サ 「①」欄には、基本療養に係る金額の合計を記載すること。

（１６）「訪問日」欄について

ア 基本療養費を算定した場合は、訪問看護を行った日について該当する日付を○で囲むこと。
ただし、特別訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合は、該当する日付を△で囲むこと。

イ 訪問看護を行った日について、１日に２回以上訪問を行った場合は、その日付を◎で囲み、１日３回以上訪問を行った場合は、その日付を◇で囲むこと。

ウ 長時間訪問看護加算を算定した場合は、その日付を□で囲むこと。

エ 複数名訪問看護加算を算定した場合は、その日付を▽で囲むこと。

（１７）「⑳管理療養費」欄について

ア 「㉑管理療養費」の項には、月の初日の訪問の場合は、「円＋円×日」の項の左側の「円＋」の項に訪問看護告示別表の〇２の１に掲げる訪問看護管理療養費の額を記載すること。

イ 月の２日目以降の訪問の場合は、アの記載に加え、「円×日」の項に訪問看護告示別表の〇２の２に掲げる１日当たりの訪問看護管理療養費の額及び訪問した日数から１を引いた日数を記載すること。

ウ 右側の「円」の項には、ア及びイにより計算した合計金額を記載すること。

エ 「㉒」欄について

２４時間対応体制加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の〇２の注２に掲げる額を記載すること。

オ 「㉓」欄について

特別管理加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の〇２の注３に掲げる額を記載すること。

カ 「⑭」欄について

退院時共同指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の〇２の注４に掲げる額及び当該月において退院時共同指導加算を算定した回数の合計を退院時共同指導加算の「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても１回に限り算定すること。さらに、当該患者が厚生労働大臣の定める特別な管理を必要とする者で特別管理指導加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の〇２の注５に掲げる額及び当該月において特別管理指導加算を算定した回数の合計を特別管理指導加算の「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。特別管理指導加算は、厚生労働省が定める疾病等の患者については当該入院中に２回に限り算定できる。

キ 「⑮」欄について

退院支援指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の〇２の注７に掲げる額を記載すること。

ク 「⑯」欄について

在宅患者連携指導加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の〇２の注８に掲げる額を記載すること。

ケ 「⑰」欄について

在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した場合は、訪問看護告示別表の〇２の注９に掲げる額及び当該月において、在宅患者緊急時等カンファレンス加算を算定した回数の合計を「円×回」の項に、これらに乗じて得た額を右側の「円」の項にそれぞれ記載すること。なお、当該加算は、同一日に複数回行った場合であっても１回に限り算定すること。

コ 「⑱」欄について

看護・介護職員連携強化加算を算定した場合は、「円」の項に訪問看護告示別表の〇２の注１１に掲げる額を記載すること。なお、看護・介護職員連携強化加算を算定した場合は、「特記事項」欄に介護職員等同行訪問した日を併せて記載すること。

サ 「②」欄には、管理療養に係る金額の合計を記載すること。

(１８) 「⑳情報提供療養費」欄について

当該月において、当該訪問看護の利用者の居住する市（区）町村等に対して利用者に関する訪問看護の状況等の情報を提供した場合に、訪問看護告示別表の〇３に掲げる訪問看護情報提供療養費の額を記載し、「提供した情報の概要」欄にその内容を、「情報提供先の市（区）町村等の名称」欄には、利用者の居住する市（区）町村等の名称をそれぞれ記載すること。

(１９) 「㉑ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前１４日以内の計１５日間に２回以上訪問看護管理療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護告示別表の〇５に掲げる訪問看護ターミナルケア療養費の額を記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

(２０) 「合計」欄について

ア 「⑤」欄には、「基本療養」欄の「①」欄の金額、「管理療養」欄の「②」欄の金額、「情報提供療養」欄の「③」欄の金額及び「ターミナルケア療養」欄の「④」欄の金額を合計した額を記載すること。

イ 「⑥」欄には、「⑤」欄の金額に１．５を乗じて得られる額を記載すること。

(２１) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、訪問看護記載要領通知別紙のⅡの第２の相当する項目の記載要領によること。

【 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法 】

公布日：平成 4 年 05 月 29 日 環境庁告示 40 号
[最終改定] 平成 18 年 9 月 29 日 環境省告示第 133 号

- 一 (省略)
- 二 (省略)
- 三 公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）第十六条第一号に規定する訪問看護ステーション等に限る。）に係る診療報酬の額は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第百二号）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定の例により算定した額に一・五を乗ずることにより算定するものとする。
- 四 前三号の規定により、公害医療機関が毎月分につき都道府県又は公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市ごとに請求すべき診療報酬の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

品川区健康課受動喫煙対策・公害保健係

TEL 03-5742-6747 Fax 03-5742-6883

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36